

# 東久留米市暴力団排除条例を施行

東久留米市では、「東久留米市暴力団排除条例」が  
平成 24 年 12 月 1 日から施行となります。

市の条例では、平成 23 年 10 月に施行された東京都暴力団排除条例において規制の及ばない部分を補完しながら、本市の暴力団排除の取組みを規定し、市民の安全で平穏な暮らしを確保し、本市の社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。



## 条例の基本理念

- 「暴力団と交際しない」
- 「暴力団を恐れない」
- 「暴力団に資金を提供しない」
- 「暴力団を利用しない」

### ○ 条例の目的

この条例は、暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための施策等を定めることにより、市民及び事業者の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

## 条例の概要

### ○ 市の責務

市は、市民及び事業者等の協力を得るとともに、警察など関係機関と連携を図り、暴力団排除活動に関する施策を推進します。



### ○ 市民等の責務

市民及び事業者等は、暴力団活動に資すると認められる情報を知った場合には、市又は警察に情報を提供するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### ○ 市の事務事業における暴力団排除措置

暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、公共事業等の入札に参加させないなど、市の事務事業から排除します。



### ○ 公の施設における措置

市は、公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、公の施設の利用を承認せず、又は承認を取り消すことができるものとします。

### ○ 市民等に対する支援

市は、市民及び事業者等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるように、情報の提供その他の必要な支援を行います。



### ○ 青少年に対する支援

市は、青少年が暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害者となることを防止するため、生徒等に対して教育を行うこと及び青少年の教育又は育成に携わる者に対して必要な支援を行います。

### ○ 安全確保のための措置

祭礼、興行、公の場所での行事への関与など、暴力団の資金獲得や勢力誇示の場として利用されることを防ぐため、警察署長に対して必要な措置を講じるよう要請します。



### 暴力団の絡む困りごと相談

暴力団、えせ右翼、えせ同和行為などに絡む困りごととの相談は、(公財)暴力団追放運動推進都民センターで受け付けています。警視庁や東京三弁護士会の民事介入暴力専門の弁護士と連携し、相談者に対して適切な指導をしています。困ったら、悩んだら、勇気をもって相談(訪問・電話・Eメール)してください。相談は無料、秘密は厳守いたします。

(公財)暴力団追放運動推進都民センター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-5

東京都産業労働局神田庁舎(神田運転免許更新センター) 6階

フリーダイヤル: 0120-893-240 FAX: 03-5282-3724

相談時間 平日 午前9時～午後5時まで

### 問合せ先

東久留米市市民部防災防犯課防災防犯係 TEL042-470-7777 (内線 2223)

田無警察署刑事組織犯罪対策課 TEL042-467-0110 (内線 3810)